平成２９年（フ）第８０号
茨城県つくば市春日４丁目16番地６　東光コーポ106号
債務者　石塚　　満
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３４４号
千葉県八千代市八千代台東５丁目14番11号エイワコーポ101号
債務者　青木　嘉夫
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６２号
千葉県市原市惣社３丁目６番地８　グリーンフォーブル１―106
債務者　林　　健一
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３６３号
千葉県市原市惣社３丁目６番地８　グリーンフォーブル１―106
債務者　林　　朋惠
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４４９号
千葉県船橋市本郷町447番地　西船橋マニスビル103号
債務者　森　　正夫
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１３８号
新潟市西区西小針台２丁目６番29号
債務者　遠藤　新二
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４６号
新潟市南区東笠巻3672―２、住民票上の住所新潟市南区大通１丁目５番４号　コーポ横川２
債務者　青木　弘美
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５３号
新潟市北区太田甲5896番地
債務者　飯野　忠弘
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５９号
新潟市北区木崎2607番地７　尾山ハイツ304号
債務者　渡邉とみ子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３３号
山梨県甲府市後屋町724番地
債務者　長田　博雄
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
岐阜県瑞穂市生津天王町１丁目79番地２
債務者　リラクゼーションサロンアモネスこと青木美由紀
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６３号
静岡県富士市松本100番地の21
債務者　安藤　文子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第６１号
三重県津市阿漕町津興273番地　ＥＳＰＯＩＲ壱番館503、前住所愛知県名古屋市千種区今池南29番24号（川島第１ビル10Ｃ号）
債務者　岩谷奈津子
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２４号
兵庫県宝塚市雲雀丘３丁目13番６号
債務者　上田　一彦
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第１７３号
兵庫県姫路市飾磨区細江733番地
債務者　赤崎　茂子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１８２号
兵庫県姫路市西今宿８丁目９番26―２号、従前の住所兵庫県姫路市北今宿２丁目３番23号
債務者　毛利　安志
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２０４号
兵庫県加古川市加古川町寺家町56番地の１
債務者　是常　晃司
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部